熊本地震におけるすまいの再建に向けた支援策

県では、応急仮設住宅の入居世帯、全壊または大規模半壊の罹災証明書の交付世帯、半壊の罹災証明書の交付世帯で解体した世帯、法に基づく長期避難世帯を対象に、次の4つの支援策を実施しています。

・リバースモーゲージ利子助成
・自宅再建利子助成
・民間賃貸住宅入居費助成
・転居費助成

また、新たな支援策として、「保証人不在被災者支援事業」を次のとおり実施します。

【目的】保証人不在被災者に対して、保証人がいなくても入居可能な環境を整え、被災者の自立再建へつなげる。

【内容】民間賃貸住宅への転居に必要な保証人がおらず、賃貸契約が出来ない被災者に対する見守りサポート契約費用の助成（1世帯当たり10万円）

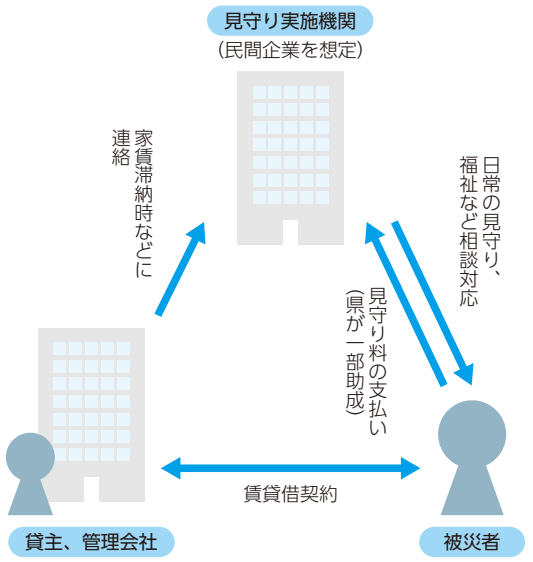

〈問い合わせ〉
県すまい対策室　℡096（333）2821

ブロック塀の安全性を確保しましょう

平成28年熊本地震では、4月14日および16日に熊本県熊本地方で震度7を観測し、震度4以上の揺れを100回以上観測しました。この地震の影響で、多くのブロック塀が熊本県内の広範囲で倒壊しました。

倒壊したブロック塀は、道路をふさぎ、被災者の避難や救助活動を妨げます。昭和53年の宮城県沖地震や平成17年の福岡県西方沖地震、平成28年の熊本地震などの過去の地震では死傷者を出しています。また、平成30年6月18日の大阪府北部の地震でも犠牲者が出ています。

一般的なブロック塀は、建築基準法施行令第62条の8や平成12年建設省告示第1355号で基準が設けられています。

ブロック塀は、プライバシーの確保や防犯などの役割を持っていますが、地震時に人命を脅かす凶器となる可能性があります。ブロック塀は私的財産であり、所有者の責任における管理が必要です。

村で管理しているブロック塀に関しても整備を行いますので、何かお気づきの点がございましたら、役場建設課（下記）までご連絡をお願いします。

ブロック塀の安全性を確保しましょう。

コンクリートブロック塀の基準

項目	建築基準法施行令で定める基準
1.高さ	2.2m以下とすること。
2.壁の厚さ	塀の高さ2m以下⇒10㎝以上 塀の高さ2m超　⇒15㎝以上
3.控壁	高さが1.2mを超える塀は、長さが3.4m以下ごとに控壁（径9㎜以上の鉄筋を配置したもので、塀の高さの5分の1以上の長さのもの）を設ける。
4.基礎	高さが1.2mを超える塀は、基礎の丈は35㎝以上、基礎の根入れ深さは30㎝以上とする。
5.鉄筋等	①鉄筋径9㎜以上を使用する。 ②縦筋、横筋ともに80㎝以下の間隔で配置する。 ③壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に配筋する。 ④鉄筋の末端はかぎ状に折り曲げて、縦筋は壁頂及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にかぎ掛けして定着する。

〈問い合わせ〉建設課 施設管理係　℡（67）3178